

議案第 28 号

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 24 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年かすみがうら市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項及び第 23 条第 2 項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。